

エグゼクティブカード会員規約

制 定 1971年 3月 1日

最終改正日 2023年12月 1日

1. 京王プラザホテルチェーン

京王プラザホテルチェーンは、株式会社京王プラザホテルが運営する、京王プラザホテル（新宿）・京王プラザホテル八王子および株式会社京王プラザホテル札幌が運営する京王プラザホテル札幌の総称です（以下、京王プラザホテルチェーンを「ホテル」といいます。）。

2. 会員

エグゼクティブカード会員（以下「会員」といいます。）は、ホテルが定めるエグゼクティブカード会員規約（以下「本規約」といいます。）および別途定めるプラザTHANKSプログラムを承認の上で、所定の申込フォームに必要事項を記入して入会を申し込み、ホテルが適格と認め入会を承諾し、エグゼクティブ会員カード（以下「会員カード」といいます。）を発行した個人をいいます。

3. 会員資格

会員は、次の条件をすべて満たす方とします。

- ① 個人の方（法人・団体は不可）
- ② 住所を有する方
- ③ 年齢が満18歳以上の方。ただし、満18歳未満の場合でも、親権者または後見人が同意する旨を入会申込み時に届け出ることにより、本号の条件を満たすものとします。
- ④ ホテルが別途定める各種約款、規定を遵守の上、ホテルをご利用いただける方

4. 会員カードの発行

- (1) 会員カードは、会員1名につき1枚に限り発行します。ただし、別にクレジット機能付きの会員カードをご希望の場合のみ、当該カードを追加発行します。
- (2) クレジット機能付きの会員カードは、日本国内に住所を有する方に対してのみ発行が可能となります。
- (3) 会員は、善良な管理者の注意をもって会員カードを管理・使用するものとします。
- (4) 会員カードは、会員ご本人様のみが利用することができます。ホテルご利用の際には、必ず会員カードをご提示ください。また、会員カードを第三者に譲渡・名義変更・貸与することはできません。
- (5) 会員が第3項または第4項に反し、第三者に会員カードを利用されたことにより生じた損害その他の不利益については、会員ご本人様の負担となります。

5. 会員カードの紛失・盗難等および再発行

会員カードの紛失・盗難等があった場合には、速やかにその旨を第19条記載のお問合せ窓口にご連絡ください。紛失・盗難等の事情等をお聞かせいただいたうえで、ホテルが適当と認め

た場合に限り、会員カードを再発行します。なお、再発行の手続きを行う時点のプラザTHANKSポイント（以下「ポイント」といいます。）は引き継がれます。

6. 入会金・年会費

- (1) 入会金および年会費は無料とします。
- (2) クレジット機能付きの会員カードを発行する場合は、クレジット会社の規定に基づく入会金および年会費をクレジット会社へお支払いいただきます。

7. ホテル利用時における代金のお支払方法

- (1) ホテルおよび「プラザTHANKSプログラム」参画テナントでのお会計時には、現金またはクレジットカード等、所定のお支払方法にてお支払いください。
- (2) クレジット機能の付いていない会員カードによる掛売りはできません。

8. 会員の特典

- (1) 会員は、「プラザTHANKSプログラム」によるポイント加算や会員優待料金で宿泊、レストラン等をご利用できる等の特典を受けることができます。特典の詳細は、ホテルホームページをご確認ください。
- (2) 会員は、会員カードを提示して対象商品のご購入やサービスをご利用した時等に、ポイント加算および優待料金等の各種特典を受けることができます。
- (3) 会員カードのご提示が無い場合、またはご精算後に会員カードをご提示された場合には、過去に遡っての各種特典（ポイント加算含む）は受けることはできません。

9. プラザTHANKSプログラムの提供

別途定める「プラザTHANKSプログラム」では、会員の1年間のご利用金額（税別）の累計を基準として（以下「金額基準」といいます。）ステージを設定しており、各ステージに応じたポイント等の特典・サービスの提供等が行われます。また、ステージは、第10条に定める条件により変動します。ステージの名称、ならびに、各ステージにおける金額基準は下表のとおりとします。

■ 会員ステージの名称

| ステージの名称 | ブルーム | プライム | ロイヤル |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 1年間のご利用累計金額（税別） | 10万円未満 | 10万円以上 | 30万円以上 |

10. 会員ステージの適用および期間

- (1) 会員ご入会時にはブルームステージが適用されます。
- (2) ホテルが入会を受け付けた月を起算月とし、当該起算月から1年間のご利用累計金額（税別）で、適用される会員ステージを判定します。入会2年目以降も同様に、1年間のご利

用累計金額で適用される会員ステージを判定します。なお、会員カードを複数枚お持ちの場合、金額の累計は会員カード毎に行われることとします。

- (3) 前項の期間内に、ご利用累計金額（税別）が、上位ステージの金額基準を満たした場合は、その翌月からその上位のステージが適用されます。このステージの適用期間は、適用された月から最初の起算月前月までの期間に3年間を加えた期間（当年の起算月から12ヶ月目に金額基準を満たした場合は3年間）となります。
- (4) 前項のステージ適用期間中において、各年の1年間のご利用累計金額（税別）がそのステージの金額基準を1回以上満たした場合は、ステージの適用期間終了後さらに3年間、そのステージが適用されます。なお、そのステージの金額基準を3年間連続して満たさなかった場合は、ステージ適用期間終了後に金額基準に基づきステージが変更されます。
- (5) 現金、クレジットカード、プラザチェックまたは各ギフトカードでのお支払金額は、ご利用累計金額に加算します。なお、前受金の扱いとなるご利用分については、ホテルがサービスを行った後に加算します。
- (6) ご利用累計金額は1回のご精算につき、1枚の会員カードに加算します。
- (7) 次のご利用の場合は、ご利用累計金額への加算対象外とします。
 - ・ ポイントでお支払いに充当いただいた金額分
 - ・ 割引を適用した金額分
 - ・ お食事券、ご宿泊券等の各種優待券およびポイント交換券によるお支払い分
 - ・ 諸税（消費税、宿泊税等）、客室ご利用時における冷蔵庫・ミニバー代、電話・FAX送信費、ランドリー料金など客室料金以外の料金
 - ・ 代理店、他社オンライン予約サイト等を経由したご利用分
 - ・ 各種ご利用券ご購入代金、キャンセル料、特別企画商品などの一部適用除外商品・施設（テナント等）のご利用分
 - ・ 宅配やハイヤー等、ホテルが一時的に立て替えを行うもの
 - ・ その他ホテルが別途加算対象外と定めるもの

1 1. 変更の届出

会員は、会員登録時に届け出た情報に変更が生じた場合、遅滞なく第19条記載のお問合せ窓口へその変更を届け出るものとします。届け出がないことにより、ポイント等の特典・サービスが提供されなかった場合、ホテルおよび「プラザTHANKSプログラム」参画テナントは一切責任を負いません。なお、クレジット機能付き会員カードにかかる変更については、クレジットカード会社の規約に基づく変更手続きに従うものとします。

1 2. 退会

- (1) 退会を希望する場合は、会員ご本人様から第19条記載のお問合せ窓口へ通知することにより、退会することができます。なお、会員カードにクレジット機能が付いている場合は、クレジットカード会社が別に定める連絡先に会員ご本人様から通知を行うものとします。
- (2) 会員ご本人様がやむを得ない事由により退会の通知ができず、または連絡が取れない事態が生じた場合は、ご家族またはご親族からの通知により、事情を勘案のうえ退会をお受けします。この場合、会員ご本人様と退会通知をされたご家族またはご親族との間に紛争が

生じたとしても、ホテルは一切責任を負わないものとします。なお、会員カードにクレジット機能が付いている場合は、クレジットカード会社が別に定める方法でご家族またはご親族からクレジットカード会社に直接通知を行うものとします。

- (3) 前2項の場合、会員ご本人様、ご家族またはご親族は、会員カードを破棄するものとします。なお、クレジット機能付きの会員カードの場合は、クレジットカード会社の規約に基づく退会手続きを行うものとします。
- (4) 退会手続き完了後においては、第9条記載の会員ステージおよび第10条記載のご利用累計金額については、すべて無効となります。

1.3. 会員資格の取消し

- (1) 会員が、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会勢力であることが判明した場合は、会員資格を取り消します。また、入会申込み時に判明した場合は入会をお断りします。
- (2) 本規約、ホテルが別途定める各種約款または公序良俗に違反する等、会員として不適格な行為があったとホテルが判断する場合、または入会申込み時に虚偽の申請があった場合は、会員資格を取り消します。

1.4. 会員資格の喪失

- (1) 会員が、会員カードの最終のご利用日から5年間にわたり、ホテルまたは「プラザTHANKSプログラム」参画テナントをご利用されなかった場合、5年間の経過した月の末日に会員資格は喪失するものとします。
- (2) 会員ご本人様が亡くなられた場合、会員資格は喪失するものとします。この場合、ご家族またはご親族が第19条記載のお問合せ窓口にご連絡ください。

1.5. 個人情報の取扱い

(1) (個人情報の取得)

ホテルは、入会申込者および会員（以下「会員等」といいます。）より、入会申込みを含むホテルとのお取引（以下「本取引」といいます。）に際し、会員等の個人情報を取得します。会員等の個人情報には以下のものが含まれます。

- ① 所定の申込フォームに会員等が記入または入力した氏名等の個人情報
- ② 本取引に関する利用実績等についての個人情報

(2) (個人情報の利用)

個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用させていただきます。

- ① 法令の定めにより必要なお客様情報の利用
- ② 各種ご優待・各種商品プラン・イベント情報の送付、またはEメール等の電磁的方法による配信等、営業案内のための利用
- ③ 利用動向調査、新商品開発、お客様満足度調査のため、個人を特定しない範囲で統計的情報として利用
- ④ 会員組織における会員情報の管理および会員に対して行うサービス等のための利用
- ⑤ アンケート等でいただいたご意見に対して、文書・電話・電子メールでご連絡させて

いただくための利用

- ⑥ 取引等に関連して行う案内・確認等のための連絡、商品発送、代金の支払い・精算、その他関連する事項への利用
 - ⑦ お問合せ、ご依頼等への対応
 - ⑧ その他ホテルのサービス提供全般に関わる利用
- (3) (個人情報の第三者提供)
- ホテルは、会報誌の送付等、前項の利用目的の範囲内、および会員関連データの登録管理、ポイントサービス関連等のサービス提供等の利用目的（詳細はホテルが別途定めるプライバシーポリシー【個人情報保護方針】をご参照ください。）の範囲内で、個人情報を委託事業者に提供します。この場合、ホテルは、委託事業者に対し、個人情報の守秘義務等適切な保護措置を講じます。
- (4) (個人情報の開示・訂正・利用停止等)
- ① ホテルは、会員等ご本人様から、自己に関する個人情報を開示または訂正・利用停止のご請求があった場合には、ご本人様であることを確認させていただいた上で、合理的かつ必要な範囲内において誠意をもって対応させていただきます。
 - ② 開示等の求めに関する手続き（必要書類・受付の方法・ご本人確認の方法・手数料・その他）についての詳細はホテルホームページまたは第19条記載のお問合せ窓口までお問い合わせください。
- (5) (その他)
- 個人情報の取扱いについては、本条の他、ホテルが別途定めるプライバシーポリシー【個人情報保護方針】に従って取り扱います。

16. 本規約の変更・終了

- (1) ホテルは、ホテルの裁量により本規約を変更または終了することがあります。
- (2) ホテルが本規約を変更または終了する場合、本規約を変更・終了する旨、変更する場合は、変更後の本規約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までにホテルホームページに掲載します。
- (3) 変更後の本規約の効力発生日以降に、会員が本規約に基づくホテルのサービスを利用したときは、本規約の変更同意したものとみなします。

17. 免責

- (1) 天災その他の不可抗力事象（地震、台風、水害、火災、戦争、内乱、伝染病・感染症、政府または公的機関の行為など、ホテルが予見不能で、管理・対抗することができない一切事象であり、ホテルの責任に帰すべき事由でないものをいう。）が生じた場合、これによって会員が本規約または「プラザTHANKSプログラム」に基づく特典やポイントの加算等のサービスを利用できない場合であっても、ホテルは責任を負わないものとします。
- (2) 前項の場合、領収書等のご提示による会員によるご利用およびご利用明細の確定が可能な場合に限り、ホテルは当該会員に対し、ポイント加算等のサービスの提供を行います。
- (3) ホテルは、会員カードの紛失もしくは盗難、または会員の故意もしくは過失に起因して、第三者によるポイントでの支払いの充当、ポイントの交換、ポイント残高ならびに有効期

限の閲覧その他会員情報の確認等の行為がなされた場合、これにより会員に生じた一切の損害について責任を負わないものとします。

- (4) 会員が「プラザTHANKSプログラム」参画テナントをご利用された際に、会員とその当該店舗または第三者との間に生じたトラブルについては、ホテルは一切の責任を負わないものとします。
- (5) ホテルは、第16条に定める本規約の変更等、または、「プラザTHANKSプログラム」の変更もしくは終了、その他付随して生じる一切の損害（金銭的損害および精神的苦痛その他不利益）について責任を負わないものとします。

18. 準拠法・合意管轄裁判所

- (1) 本規約の解釈および効力は日本法に準拠します。
- (2) 会員とホテルは、本規約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

19. お問い合わせ窓口

【新宿・八王子】

〒160-8330 東京都新宿区西新宿2-2-1

株式会社京王プラザホテル 会員事務局

03-3344-0111（代表）※月・火・木・金（祝日・年末年始を除く）

URL: www.keioplaza.co.jp/

【札幌】

〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西7丁目2-1

株式会社京王プラザホテル札幌 会員事務局

011-271-0111（代表）※土日祝、年末年始を除く

URL: www.keioplaza-sapporo.co.jp/

- 1. 制定 1971年 6月 1日
- 2. 立案責任者 営業戦略室長
- 3. 改正 2015年10月 1日
- 改正 2017年 4月 1日
- 改正 2020年10月 1日
- 読替 2023年 2月 1日
- 改正 2023年12月 1日

プラザTHANKSプログラム ～ご利用案内～

制 定 2001年 6月 8日

最終改正 2020年10月 1日

1. サービスの定義

- (1) 「プラザTHANKSプログラム」(以下「本プログラム」といいます。)は、京王プラザホテルチェーン(以下「ホテル」といいます。)および本プログラムに参画するテナントをご利用の場合、ホテルの会員に「プラザTHANKSポイント」(以下「ポイント」といいます。)を加算し、会員はポイントをお支払いへの充当、またはポイント交換商品へ交換できるサービス(以下「本サービス」といいます。)です。
- (2) 本プログラムは、ホテルが別途定めるエグゼクティブカード会員規約(以下「会員規約」という。)の第8条に記載した特典の一つです。
- (3) 会員は、本サービスを利用するにあたり、本プログラムおよび会員規約を承認するものとします。

2. ご利用方法

- (1) 本プログラムは、ホテルの会員に限りご利用いただけます。
- (2) ご利用の際には、必ず会計前に会員カードをご提示ください。会員カードのご提示が無い場合や、会計後にご提示された場合には、ポイントの加算および利用はできません。
- (3) 第三者への会員カードの貸与や譲渡はできません。会員カードの紛失もしくは盗難、または会員の故意もしくは過失に起因して、第三者によるポイントでの支払いの充当、ポイントの交換、ポイントの閲覧その他本プログラムに関する行為がなされた場合、これにより会員に生じた一切の損害についてホテルは責任を負いかねます。
- (4) 1回のご精算につき1枚のカードのご利用とします。
- (5) 複数枚の会員カードをお持ちの場合でも、本プログラムによるポイントは各カード毎に加算され、各カードのポイントを合算することや、他のカードにポイントを移行することはできません。

3. プラザTHANKSポイント

- (1) ホテルでのご宿泊、レストラン、バー・ラウンジ、ポピンズ、ご婚礼・慶弔のご宴会（個人）および本プログラムへの参画テナント等において、会員カードを提示してご利用いただいた場合、下表のとおり3種類の会員ステージに応じてポイントの加算および特典・サービスを提供します。なお、ポイントは、1回のご精算につき、1枚の会員カードに加算します。

■ ポイント一覧（ご利用金額 100円（税別）毎の加算ポイント）※¹

| | 会員ステージ | | |
|----------------------------------|--------|-------|--------|
| | ブルーム | プライム | ロイヤル |
| 宿泊 | 2ポイント | 3ポイント | 5ポイント |
| レストラン バー・ラウンジ | 5ポイント | 7ポイント | 10ポイント |
| ポピンズ等の テイクアウト商品※ ² | 3ポイント | | |
| 宴会場での婚礼・個人慶弔 | 1ポイント | | |

※¹ 100円未満の金額は切り捨てとなります。

※² ロビーギャラリーおよびオンラインショップでのご購入代含む。

- (2) 以下の項目またはご利用の場合は、ポイント加算の対象外とします。

- ・ ポイントでお支払いに充当いただいた金額分
- ・ 割引を適用した金額分
- ・ お食事券、ご宿泊券等の各種優待券およびポイント交換券によるお支払い分
- ・ 諸税（消費税、宿泊税等）、客室ご利用時における冷蔵庫・ミニバー代、電話・FAX送信費、ランドリー料金など客室料金以外の料金
- ・ 代理店、他社オンライン予約サイト等を経由したご利用分
- ・ 各種ご利用券ご購入代金、キャンセル料、特別企画商品などの一部適用除外商品・施設（テナント等）のご利用分
- ・ 宅配やハイヤー等、ホテルが一時的に立て替えを行うもの
- ・ その他ホテルが別途加算対象外と定めるもの

- (3) その他ポイント等の特典・サービスの詳細については、ホテルホームページ等に最新情報を掲載します。

4. ポイントの加算

- (1) ポイントは、1回のご精算毎に、対象となるご利用金額（税別）に対して計算されます。
- (2) 会員は、ご精算時に計算されたポイントをご精算した日の翌日からご利用いただけます。ただし、ご精算を伴わない特別なポイント付与については、ホテルが別途定める日から

ご利用可能となります。※別途定める日は、各種優待券等に記載します。

- (3) ご宿泊中にお部屋付けにてレストラン、バー・ラウンジ、ポピンズをご利用の場合、これらの利用によるポイントは、チェックアウト日の翌日に加算します。
- (4) 会員カードが破損、磁気不良等により使用不能となった場合やホテル運用システムにおけるオンラインの障害その他の問題等が生じた場合、ポイントの加算が遅れることがあります。
- (5) ポイントの加算の漏れや誤りがあった場合、ご利用日から1年以内にお申出があれば、ホテルが適正と認められる場合に限り、これを受け付け訂正します。

5. ポイントによるお支払い

- (1) ポイントは、ホテルでのご宿泊、レストラン、バー・ラウンジ、ポピンズおよび本プログラムへの参画テナントでのご利用において、1ポイントを1円としてお支払いに充当いただけます。ただし、宴会場のご利用に対するお支払いについては、ポイントでの充当はできません。
- (2) 商品券（京王プラザチェック）・宿泊券・食事券等のご購入、掛売り、特別企画商品などの一部適用除外商品・施設等のご利用に対するお支払いについては、ポイントでの充当はできません。
- (3) ポイントを現金に換金することはできません。

6. ポイントの交換

- (1) ポイントは、ホテルオリジナルギフト等のポイント交換商品と交換することができます。
- (2) ポイントの交換は、会員ご本人様がお申し込みください。お申込みの際に、ご本人様であることの確認をさせていただきます。
- (3) ポイントの交換は、以下のいずれかの方法でお申し込みいただけます。
 - ① 会員事務局へのお電話でのお申込み
 - ② 京王プラザホテル（新宿）宴会打合せサロンでのお申込み
 - ③ ホテルホームページの専用アカウントからのお申込み（国内に住所を有する方のみ）
- (4) ポイントの交換をホテルが受け付けた時点で、交換に必要なポイント数をポイント残高より差し引きます。
- (5) ポイント交換商品の配送は日本国内に限ります。
- (6) 会員は、ポイント交換商品受領後14日以内に限り、これを返品することができます。ただし、ポイント交換商品を未使用の場合に限ります。なお、返品を行うにあたり、送料が生じる場合は、会員がこれを負担するものとします。会員から返品された商品をホテルが受領後、ポイントをお戻しします。
- (7) ポイント交換商品の配送中に、紛失、盗難、汚損、破損等が生じた場合、ホテルはこれにより生じた損害につき一切の責任を負いかねます。
- (8) ポイントで交換した利用券の転売は禁止します。
- (9) 交換後1年間を経過したポイント交換商品の発送に関するお問い合わせには応じかねます。

7. ポイントの有効期間

ポイントは、会員登録した月から1年間ごとに集計され、その1年間が終了した翌月から2年間有効とします。有効期間を経過したポイントは自動的に失効します。この加算および有効期間は翌年以降も同様とします。

8. 退会等に伴うポイントの取扱い

会員が退会した場合、会員資格を取り消された場合、または会員資格を喪失した場合には、ポイントはその時点で自動的に失効します。

9. プラザTHANKSプログラムの変更・終了

- (1) ホテルは、ホテルの裁量により本プログラムを変更または終了することがあります。
- (2) ホテルが本プログラムを変更または終了する場合、本プログラムを変更・終了する旨、変更する場合は、変更後の本プログラムの内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、ホテルホームページに掲載します。
- (3) 変更後の本プログラムの効力発生日以降に、会員が本プログラムに基づくホテルのサービスを利用したときは、本プログラムの変更に同意したものとみなします。

10. 準拠法・合意管轄裁判所

- (1) 本プログラムの解釈および効力は日本法に準拠します。
- (2) 会員とホテルは、本プログラムに関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

附則

1. 制定 2001年 6月 8日
2. 立案責任者 営業戦略室長
3. 改正 2006年11月 1日
改正 2015年10月 1日
改正 2020年 3月11日
改正 2020年10月 1日